

# 市営住宅・道営住宅から市営住宅への住み替えについて

～生活の条件が変わった方々の利便性向上のために～

現在、市・道営住宅に入居している方が、新たに他の市営住宅へ申込を行うことは原則として認めていませんが、次の項目に該当する方は他の市営住宅に申し込むことができます。

## ① 浴室についてお困りの方



- ・浴室スペースのない住宅にお住いの方
- ・浴室内に灯油釜が設置している住宅にお住いの方
- ・浴槽と釜やポイラーを両方個人設置しており、**取替が必要**な方

## ② 世帯数に変動があった方

- ・現在同居している人数と現在入居している間取りが次の条件に該当する方

- ◆狭い
  - ・3DK以下の住宅に3人以上入居の場合、**3LDK**の住宅への住み替え
  - ・2DK以下の住宅に2人以上入居の場合、**2LDK**以上の住宅へ住み替え
- ◆広い
  - ・3LDKの住宅に2人以下入居の場合、**3DK以下**の住宅へ住み替え
  - ・3DK以上の住宅に2人以下入居の場合、**2LDK以下**の住宅への住み替え

## ③ 段差や階段にお困りの方



- ・エレベーターのない住宅の**2階以上**にお住いの方
  - ・住宅内に階段が設置している住宅にお住いの方
- ※医師からの診断書が必要となります。

## ④ その他

- ・祖父母の介護等が必要な方  
本人または同居者の親族・祖父母・孫の介護・養育等が必要な方。**概ね2km以内の地域に最も近い住宅**への住み替えが条件で可能です。  
※親族の確認できる書類等が必要となります。
- ・長期通院が必要な方  
長期通院(概ね6か月以上の通院加療)が必要な方が入居している場合で、現在通院している病院に近接する住宅への住み替えを希望する方  
※医師の診断書が必要となります。

※他にも条件によっては住み替えができる場合がありますので詳しくは下記まで問い合わせください。

夕張市役所建設課建築住宅係  
電話 **0123-52-3119**

夕張市営住宅管理センター  
電話 **0123-57-7593**